

法務省民商第10号  
令和3年1月29日

法 務 局 長 殿  
地 方 法 務 局 長 殿

法 務 省 民 事 局 長  
( 公 印 省 略 )

会社法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う商業・法人登記事務の取扱いについて（通達）

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第71号。以下「整備法」という。）及び商業登記規則等の一部を改正する省令（令和3年法務省令第2号。以下「改正省令」という。）の一部が本年2月15日から施行されることとなり、また、本日付け法務省民商第9号当職通達「商業登記等事務取扱手続準則の一部改正について」（以下「改正通達」という。）を发出したところです。

さらに、定款認証及び設立登記の同時申請を本年2月15日から開始します。

これらに伴う商業・法人登記事務の取扱いについては、下記の点に留意するよう、貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

なお、本通達中、「商登法」とあるのは整備法による改正後の商業登記法（昭和38年法律第125号）を、「商登規」とあるのは改正省令による改正後の商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）を、「商登準則」とあるのは改正通達による改正後の商業登記等事務取扱手続準則（平成17年3月2日付け法務省民商第500号民事局長通達）をいい、特に改正前の条文を引用するときには、「旧」の文字を冠するものとします。

## 記

### 第1 印鑑提出の任意化

#### 1 概要

旧商登法においては、登記の申請人に印鑑の提出義務を課していた（旧

商登法第20条第1項) ところ、整備法において、本規定が削除されるとともに、一律に印鑑の提出又は登記所において作成した印鑑の証明書の添付を求める規定(旧商登法第51条第1項、第87条第3項、第91条第3項、旧商登規第36条の2) 及び印鑑の提出を前提とした申請の却下規定(旧商登法第24条第7号) も削除された。

これに伴い、改正省令では、商登規に申請書に押印すべき印鑑に関する規定が置かれたほか、登記所に印鑑が提出されていない法人が存在することを前提として、代表者の印鑑について市町村長の作成した証明書の使用に関する規定の整備がされた。

## 2 押印すべき印鑑の種類

### (1) 登記所届出印を押印しなければならない書面(申請書、代理権限証書)

申請人又はその代表者が申請書に押印する場合には、登記所に提出している印鑑(以下「登記所届出印」という。)を押印しなければならないとされ、また、代理人によって登記を申請する場合におけるその権限を証する書面(以下「代理権限証書」という。)にも、登記所届出印を押印しなければならないとされた(商登規第35条の2)。

これは、書面による申請(オンラインによる申請において代理権限証書を書面により作成し、登記所に提出又は送付した場合を含む。)については、旧商登法第20条の削除後においても、引き続き、申請人には印鑑の提出義務が課され、申請書又は代理権限証書に登記所届出印の押印を求める従前の取扱いを維持するものである。

このとき、申請書に押印された印鑑が登記所届出印と異なるときは、その申請は却下される(商登法第24条第6号)。代理権限証書に押印された印鑑が登記所届出印と異なるときも同様である(商登法第24条第7号)。

### (2) 印鑑を提出している場合には登記所届出印を押印すべき書面

#### ア 登記所に提出する印鑑を明らかにする書面(印鑑届書)

印鑑を提出する者(後見人である法人の代表者、会社の代表者が法人である場合における当該会社の代表者の職務を行うべき者、管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者)が登記所に印鑑を提出している場合には、従前と同様に、その者の登記所届出印を印鑑届書に押印しなければならない(商



る変更の登記の申請書には、当該代表取締役等が辞任したことを証する書面に押印した印鑑と当該代表取締役等に係る登記所届出印とが同一であるときを除き、当該印鑑につき市町村長作成の証明書を添付しなければならないとされていた。

登記所に印鑑を提出した者がある場合にあっては、改正省令の施行後においても、その取扱いに変更はないが、全ての代表者が登記所に印鑑を提出していない会社の代表者が辞任する場合には、当該会社の代表者が辞任したことを証する書面に押印した印鑑につき市町村長の作成した証明書を添付しなければならないこととされた（商登規第61条第8項）。

#### (4) 登記所届出印の照合に係る取扱い

上記(1)から(3)までの書面に押印された登記所届出印の照合については、登記情報システムから出力する帳票により行うこととなる。

### 3 その他

登記所に印鑑を提出した者がいない場合があることから、「印鑑提出者」を「被証明者」（商登法第12条の2）、「印鑑届出事項」を「被証明事項」（商登規第9条第1項）に改める用語の整理がされた。

## 第2 使用することができる電子証明書の見直し

### 1 書面による申請の場合

申請書に添付すべき電磁的記録には、当該電磁的記録に記録された情報の作成者が電子署名をし、電子証明書を記録しなければならない（商登規第36条第3項及び第4項）。当該作成者が印鑑を提出した者であるときは、当該電磁的記録に記録すべき電子証明書は、商登規第33条の3各号に掲げる事項がある場合を除き、商登規第36条第4項第1号イに掲げる電子証明書（商業登記電子証明書）に限るものとされていた（旧商登規第36条第5項）。

改正省令では、商登規第36条第5項が削除され、同条第4項第1号ロ若しくはハ又は第2号ロ若しくはハに掲げる電子証明書も使用することができることとされた。

また、申請書に添付すべき電磁的記録について、改正省令では、同条第2項から第4項までの方式の指定は告示してしなければならないとされた

(商登規第36条第5項)。告示による指定の対象が方式に限定されることから、当該電磁的記録に使用することができる法務大臣の指定する電子証明書については告示の対象ではなくなったため、当該電子証明書は、オンラインによる申請において使用することができる法務大臣の定める電子証明書と同様に、法務省のホームページで示されることとなる。

## 2 オンラインによる申請の場合

オンラインによる申請において使用することができる電子証明書については、商登規第102条に定められているところ、申請書情報及び添付書面情報の電子署名に係る電子証明書について、これまで電子署名を講じた者が印鑑の提出をした者であるときは、送信すべき電子証明書は、商登規第33条の3各号に掲げる事項がある場合を除き、商登規第102条第3項第1号に掲げる電子証明書（商業登記電子証明書）に限るものとされていた（旧商登規第102条第6項）。

改正省令では、旧商登規第102条第6項が削除され、申請書情報については、商登規第102条第3項第2号又は第3号の電子証明書も使用することができることとされ、添付書面情報については、同条第4項各号又は第5項各号の電子証明書も使用することができることとされた。申請書情報の電子署名に係る電子証明書が同条第3項に規定するものでない場合は、その申請は却下される（商登法第24条第6号）。添付書面情報の電子署名に係る電子証明書が商登規第102条第4項又は第5項に規定するものでない場合も同様である（商登法第24条第7号）。

また、オンラインによる印鑑の証明書の交付の請求についても、旧商登規第102条第6項が準用されていたところ（旧商登規第107条第3項）、改正省令により当該部分が削除されたことから、上記の申請書情報と同様の取扱いとなる。

## 第3 電子情報処理組織による印鑑の提出等及び電子証明書による証明の請求

### 1 電子情報処理組織による印鑑の提出等

#### (1) 概要

印鑑の提出又は廃止の届出については、オンラインによる登記の申請と同時にする場合に限り、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」とい

う。) 第6条第1項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法によってすることができることとされた(商登規第101条第1項第2号)。印鑑の提出又は廃止の届出に係る会社等の申請である限り、当該申請の種類は問わない。

なお、これらの事務の登記所における取扱いについては、本通達のほか、「商業登記における印鑑関係事務取扱要領」(本日付け法務省民商第11号当職通達)、「商業登記オンライン申請等事務取扱規程」(平成24年3月30日付け法務省民商第886号当職通達。本日付け法務省民商第12号当職通達により一部改正)及び「商業登記法等の一部を改正する法律等の施行に伴う電子認証事務の取扱いについて」(平成12年9月29日付け法務省民四第2274号当職通達。本日付け法務省民商第13号当職通達により一部改正)による。

## (2) 印鑑の提出等の方法

ア 電子情報処理組織を使用する方法により印鑑の提出又は廃止の届出をするには、印鑑の提出若しくは廃止の届出をする者又はその代理人(以下「印鑑提出者等」という。)は、法務大臣の定めるところに従い、商登規第9条第1項の書面(印鑑届書)に記載し若しくは明らかにすべき事項又は同条第7項の書面(印鑑廃止届書)に記載すべき事項に係る情報に印鑑の提出又は廃止の届出をする者が商登規第33条の4に定める措置(電子署名)を講じたものを送信しなければならないとされた(商登規第106条第1項)。

イ 印鑑提出者等は、印鑑届書又は印鑑廃止届書に添付すべき書面があるときは、法務大臣の定めるところに従い、当該書面に代わるべき情報にその作成者が電子署名を講じたものを送信しなければならないとされた(商登規第106条第2項)。

なお、当該書面としては、保証書(商登規第9条第5項第3号イ等)等があり、委任状については、印鑑届書又は印鑑廃止届書の様式に含まれることから、通常それに係る情報を添付書面情報として送信されることは想定されない。

ウ 上記アと併せて送信する電子証明書は商登規第102条第3項の電子証明書、上記イと併せて送信する電子証明書は同条第5項の電子証明書とされた(商登規第106条第3項)。

### (3) 適正な印鑑登録を担保するための方策

電子情報処理組織を使用する方法による印鑑の提出については、法務大臣の定めるところに従い、印鑑届書を一定の解像度・原寸大によりPDFデータ化して提出することとなり、印鑑提出者等には、法務省のホームページに掲示して示されることとなる。登記官の審査に関する掲示内容は、次のとおりである。

ア 印鑑届書は、書面によって提出する場合の様式と異なり、目盛りが付されている専用の様式（別紙様式）を使用して作成する必要があるところ、登記官は、これを印刷し、目盛りを計測することによって、提出された印鑑が原寸であることを確認する。

イ 印鑑届書は、解像度を600dpi程度を目安としてPDFデータ化する必要があるところ、登記官は、提出された印鑑が照合に適するものであることを確認する。

ウ 提出された印鑑について、ア及びイによる確認の結果、登記官がその原本を確認する必要があると判断した場合には、原本の提出を求めることとなる（後記(4)参照）。

### (4) 原本の提出を求める場合の取扱い

情報通信技術活用法第6条第6項に規定する主務省令で定める場合は、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があると登記官が認める場合とするとされた（商登規第101条第4項）。この規定により、電子情報処理組織を使用する方法によりされた印鑑の提出又は廃止の届出について、その原本を確認する必要があると登記官が判断した場合には、情報通信技術活用法第6条第1項が適用されないこととなるため、印鑑の提出又は廃止の届出は、書面をもってすることとなり、電子情報処理組織を使用する方法によりした印鑑の提出又は廃止の届出は、受理されないことになる（商登規第9条第1項及び第7項）。

この場合において、印鑑の提出又は廃止の届出と同時にされた登記の申請が印鑑の提出等を前提とするものでない場合には、書面による印鑑の提出又は廃止の届出がされるのを待つことなく処理して差し支えない。

## 2 電子情報処理組織による電子証明書による証明の請求

### (1) 概要

電子証明書による証明の請求については、情報通信技術活用法第6条第1項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法によってすることができることとされた（商登規第101条第1項第3号）。

#### (2) 電子証明書による証明の請求の方法

ア 電子情報処理組織を使用する方法により電子証明書による証明の請求をするには、申請人等は、法務大臣の定めるところに従い、商登規第33条の6第1項の申請書に記載すべき事項に係る情報に商登規第33条の4に定める措置（電子署名）を講じたものを送信しなければならないとされた（商登規第106条の2第1項）。

イ 申請人等は、法務大臣の定めるところに従い、商登規第33条の6第1項の規定により提出すべき電磁的記録及び同条第7項の規定により書面を申請書に添付すべき場合における当該書面に代わるべき情報を送信しなければならないとされた（商登規第106条の2第2項）。

ウ 申請人等は、上記イの書面のほか、商登規第33条の6第1項の申請書に添付すべき書面があるときは、法務大臣の定めるところに従い、当該書面に代わるべき情報にその作成者が電子署名を講じたものを送信しなければならないとされた（商登規第106条の2第3項）。当該書面としては、委任状が想定される。

エ 上記アと併せて送信する電子証明書は商登規第102条第3項又は第4項の電子証明書、上記ウと併せて送信する電子証明書は商登規第102条第5項の電子証明書とされた（商登規第106条の2第4項）。

オ 電子情報処理組織を使用する方法により電子証明書による証明の請求をするときは、申請書に受付の年月日を記載する処理は不要とされた（商登規第106条の2第5項）。

カ 電子情報処理組織を使用する方法により電子証明書による証明の請求をする場合において、手数料を納付するときは、登記官から得た納付情報により納付する方法によってしなければならないとされた（商登規第106条の2第6項）。

#### 第4 押印規定の見直し

## 1 趣旨及び経緯

法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して押印を求めている行政手続については、「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）及び「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、各府省は、原則として全ての見直し対象手続について、令和2年中に、順次必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正を行う（令和2年中の対応が困難なものについては、見直しの方針を明らかにした上で必要な取組を行う。）こととされた。

商業・法人登記手続に関しては、法令に登記所届出印の押印又は押印した印鑑につき市町村長の作成した証明書の添付を求める規定が置かれているもの（申請書並びに商登規第61条第4項、第6項及び第8項の書面）については、厳格な本人確認や書面の真正を担保するため、押印を存続することとされた。

他方、改正省令及び改正通達では、後記2のとおり押印規定の見直しがされた。

## 2 押印規定の見直しの対象

### (1) 登記簿の附属書類の閲覧の申請書

登記簿の附属書類の閲覧の申請書には、申請人又はその代表者若しくは代理人が署名し、又は押印しなければならないとされていたところ、当該規定は削除された（商登規第21条第2項）。

### (2) 事業を廃止していない旨の届出

事業を廃止していない旨の届出（会社法（平成17年法律第86号）第472条第1項、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第149条第1項及び第203条第1項）には、株式会社の代表者又は代理人が記名押印しなければならないとされていたところ、当該規定は削除された（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第139条第2項及び第4項、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成19年法務省令第28号）第57条第2項及び第4項並びに第65条第2項及び第4項）。

### (3) 再使用証明申出書

再使用証明申出書には申請人が押印しなければならないとされていたところ、様式から押印欄が削除された（商登準則別記第50号様式）。

### 3 その他の押印の取扱い

上記1の見直しの方針を踏まえ、その他の押印については次のとおり取り扱うものとする。

#### (1) 定款，取締役会議事録等

定款，取締役会議事録等の法令の規定により押印又は印鑑証明書の添付を要する書面については，引き続き，押印を要する。

なお，ある取締役の一致があったことを証する書面については，取締役会議事録に準ずるものとして，引き続き，署名又は記名押印を要するものとする。

#### (2) 不正登記防止申出書及び取下書

不正登記防止申出書及び取下書については，申請書に準ずるものとして，引き続き，押印を要するものとする。

#### (3) 登記された事項につき無効の原因があることを証する書面

登記された事項につき無効の原因があることを証する書面（以下「無効原因証書」という。）については，作成者全員の印鑑につき，登記の抹消の申請書に記載された抹消すべき登記事項に係る登記の申請書に添付された書面に押印された印鑑と同一の印鑑若しくは登記所届出印を押印し，又は無効原因証書に押印された印鑑につき市町村長の作成した証明書の添付を要するものとする取扱いに変更はない。

#### (4) その他の書面

主要な株主の氏名又は名称，住所及び議決権数等を証する書面，資本金の額の計上に関する証明書等，法令上，押印又は印鑑証明書の添付を要する旨の規定がない書面については，押印の有無について審査を要しないものとする。

また，商登規第49条第2項又は第61条第7項の謄本については，押印の有無について審査を要しないものとする。

#### (5) 訂正印

申請書その他の登記に関する書面につき文字の訂正，加入又は削除をしたときにする訂正印（商登規第48条第3項）等，法令上の根拠があるものを除き，その有無について審査を要しないものとする。

#### (6) 契印

申請書への契印（商登規第35条第3項）等，法令上の根拠があるも

のを除き、契印の有無について審査を要しないものとする。

## 第5 定款認証及び設立登記の同時申請

### 1 対象

株式会社の設立登記の申請のうち、登記・供託オンライン申請システム又は法人設立ワンストップサービスにより定款認証の嘱託及び設立登記の申請がオンラインで同時にされているものを対象とし、公証役場から認証された定款が送信されたことをもって、登記を完了するものとする。定款以外の添付書面を登記所に提出又は送付する場合も対象となるが、オンラインによる法人設立登記の24時間以内処理（以下「24時間以内処理」という。）の対象とはならない（後記2(1)参照）。

なお、申請された日の当日中に定款が認証されなかった場合は、定款が認証された日が会社成立の日より遅れることになるため、設立登記の申請は却下される（商登法第24条第7号）。

### 2 24時間以内処理

#### (1) 対象

上記1のうち、設立時役員等（設立時取締役、設立時会計参与、設立時監査役及び設立時会計監査人をいう。）が5人以内である会社について、添付書面情報が全て電磁的記録により作成され、収入印紙ではなく電子納付が利用されているものを対象とする。

#### (2) 登記の完了時期

##### ア 原則

補正が必要な場合を除き、登記完了の直前までの工程の処理を進めた上で、認証された定款が送信されたことを確認し次第、申請を受け付けた時点から起算して、原則として24時間以内に登記を完了するものとする。

なお、登記申請件数の多い時期（4月、6月及び7月）であるなど、24時間以内処理が困難な事情がある場合においても、できる限り速やかに登記を完了するよう努めるものとする。

##### イ 電子納付がされていない場合

申請を受け付けた時点において登録免許税の電子納付がされていない場合は、登記完了の直前までの工程の処理を進めた上で、電子納付



がされたことを確認し次第，登記を完了するものとする。

#### 第6 法人登記事務の取扱い

第1から第4までの取扱いについては，会社以外の法人並びに投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）），有限責任事業組合（有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号））及び限定責任信託（信託法（平成18年法律第108号））に係る登記事務においても同様とする。

# 印鑑（改印）届書

[オンライン専用様式]

※ 太枠の中に書いてください。

(地方) 法務局

支局・出張所

年 月 日 届出

<p>(注1)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; margin: 5px;"></div> <p>この印鑑は、物体による印章を用いて押印したことを申告します。</p> <p><input type="checkbox"/> 印鑑カードは引き継がない。  <input type="checkbox"/> 印鑑カードを引き継ぐ。</p> <p>(注2) 印鑑カード番号 _____</p> <p>前任者 _____</p> <p>届出人(注3) <input type="checkbox"/> 印鑑提出者本人 <input type="checkbox"/> 代理人</p>	商号・名称		
	本店・主たる事務所		
	印鑑提出者	資格	代表取締役・取締役・代表理事 理事・( )
		氏名	
		生年月日	大・昭・平・西暦 年 月 日生
会社法人等番号			

住所	
フリガナ	
氏名	

委 任 状

私は、(住所)

(氏名)

を代理人と定め、印鑑(改印)の届出、添付書面の原本還付請求及び受領の権限を委任します。

年 月 日

住所

氏名

印鑑提出者本人が電子署名を行い、電子証明書を併せて送信する必要があります(代理人が届け出るときも、印鑑提出者本人が電子署名を行ってください。)

※ 使用することができる電子証明書については、法務省ホームページを御確認ください。

(注1) 印鑑は、物体による印章を用いて押印しなければなりません。印鑑の大きさは、辺の長さが1cmを超え、3cm以内の正方形の中に収まるものでなければなりません。

(注2) 印鑑カードを前任者から引き継ぐことができます。該当する□にレ印をつけ、カードを引き継いだ場合には、その印鑑カードの番号・前任者の氏名を記載してください。

(注3) 本人が届け出るときは、本人の住所・氏名を記載してください。代理人が届け出るときは、代理人の住所・氏名を記載し、委任状に所要事項を記載してください(該当する□にはレ点をつける)。  
 なお、本人の住所・氏名が登記簿上の代表者の住所・氏名と一致しない場合には、代表者の住所又は氏名の変更の登記をする必要があります。

印鑑処理年月日				
印鑑処理番号	受付	調査	入力	校合